

令和3年度の取組について

取組具体案について

- 案① R3専門部会等の取組
- 案② 相談会・セミナーの開催方針
- 案③ 国への要望等事項
- 案④ その他

案① R3専門部会等の取組

課題)行政の対応力

主に以下の三点について、課題検討部会を中心に行政の底上げを目指す。

1. 各自治体の状況に応じた支援

- ・小規模自治体や新任担当者のフォローアップ体制づくり
- ・地域の専門家(相談員)との連携強化
- ・特に法律解釈にかかる難題について、専門家からのフォローアップ機会の創設

2. 自治体の経験値の蓄積

- ・各自治体での経験を事例集として整理
例)所有者との折衝、法律課題
解決した事例や解決していない事例などを情報共有

3. 空き家の活用体制強化

- ・利用可能な空き家の掘り起こし
- ・県内外の取組の情報収集と研鑽(WEBを積極活用)

案② 相談会・セミナーの開催方針

空き家の所有者等へ啓発と対策促進のため、効果的な開催に取り組む

課題) 所有者の空き家対策行動をいかに促進するか

【開催のタイミング】 ※継続

○5月、8月、1月に県内全域で開催

○8月は空き家対策強化月間とし、積極的な広報活動を実施

また、積極的にお盆や休日にも開催

R3計画案

	海草	那賀	伊都	有田	日高	西牟婁	東牟婁
県開催	3	3	2	2	3	2	3
市町村開催	5	3	5	4	3	2	4

計44回程度を計画³

(参考)

市町村名	開催日・曜日	時間帯	開催場所	希望するセミナー有無・内容	希望する士業						
					宅建士	司法書士	建築士	調査士	行政書士	鑑定士	講師
和歌山市	7月	午後	和歌山市役所内	-	3	1	1				
和歌山市	10月	午後	和歌山市役所内	-	3	1	1				
和歌山市	1月	午後	和歌山市役所内	-	3	1	1				
海南市	8月29日(日)	13:00~16:00	海南nobinos	有	○	△					
紀美野町	8月8日	13:00~15:30	美里支所	有	○						
岩出市	7月・平日	午後	岩出市役所	-	○	○					
紀の川市	8/22(日)	午後(調整中)	紀の川市役所	-	○	○					
紀の川市	12/12(日)	午後(調整中)	紀の川市役所	-	○	○					
橋本市	8月29日(日)										
かつらぎ町	7月・平日	午後	かつらぎ町役場内会議室(未定)	-	○	○	○				
九度山町	R3.11.3(水)	13:30~16:00	九度山ふるさとセンター	-	○	○					
高野町(高貴地区)	9月上旬 祝日	午前	高野町富貴支所原庫館	-	○	○					
高野町(参内地区)	上と同日	午後	高野町役場大会議室	-	○	○					
湯浅町	3W中(休日・平日未定)	午後	湯浅えき蔵 3階会議室	-	○	○	○				
有田川町	8/13頃(お盆中)	午後	地域交流センター-ALEC 会議室	-	○	○	○				
広川町	10月中旬(平日)	午後	広川町役場 3階大会議室	-	○	○	○				
有田市	1月中旬(平日)	午後	有田市消防署 5階会議室	-	○	○	○				
由良町	7/18(日)	10:00~13:00	由良中央公民館	-	○	○					
印南町	8/5(木)	午後	印南町役場 1階多目的室	-	○	○					
みなべ町	9/5(日)	午後	みなべ町役場	-	○	○					
白浜町	10月頃	13:30~16:00	白浜又は日置	未定	○	○	○				
上富田町	特に希望無し今後調整(1回程度)	13:30~16:00	上富田町役場	-							
古座川町・串本町	6or7月・平日	午後	古座川町施設	有・管理・相続	○	○	○				○
北山村	8or9月・休日	午前	北山村立村民会館	-	○	○					
太地町・那智勝浦町	10月7日(木)	午後	太地町公民館	-	○	○					
すさみ町	2月・平日	午後	すさみ町総合センター	-	○	○					

振興局名	開催日・曜日	時間帯	開催場所	希望するセミナー有無・内容	希望する士業						
					宅建士	司法書士	建築士	調査士	行政書士	鑑定士	講師
和歌山	5月	午後	県立図書館	有							
和歌山	8月	午後	県立図書館	有							
和歌山	11月	午後	県立図書館	有							
那賀	6月・水曜	午後	那賀振興局	-							
那賀	10月・水曜	午後	那賀振興局	-							
那賀	3月・水曜	午後	那賀振興局	-							
伊都振興局	5月開催予定	13:30~16:00	伊都振興局	-							
伊都振興局	1月開催予定	13:30~16:00	伊都振興局	-							
有田振興局	12/14(火)	午後	有田振興局 3階大会議室	-							
有田振興局	3/15(火)	午後	有田振興局 3階大会議室	-							
日高振興局	5/20(木)	午後	日高振興局別館2階大会議室	-							
日高振興局	8/20(金)	午後	日高振興局別館2階大会議室	-							
日高振興局	1/20(木)	午後	日高振興局別館2階大会議室	-							
西牟婁	8月頃(日)	午後	Big-U	有(講師派遣希望)							
西牟婁	1月頃(日)	午後	Big-U	有(講師派遣希望)							
東牟婁	5月11日・火	午後	新宮建設部	-							
東牟婁	8月上旬の平日	午後	串本町文化センター(予定)	-							
東牟婁	1月11日・火	午後	新宮建設部	-							

可能な士業
士業間の情報共有も兼ねる

R3計画案(R2.12時点) 計44回程度を計画

案② 相談会・セミナーの開催方針

【参加者の拡大】

1. 多様なテーマ設定を行う

- ・地域のニーズを踏まえたアプローチ
- ・世代のニーズを踏まえたアプローチ
- ・地域行政の得意分野に合わせたアプローチ

2. 利便性の向上

- ・休日開催、夜間開催、身近な会場設定、開催のタイミング

【専門家団体等との調整の流れ】

- ・現在の開催計画を元に、1. 2を踏まえ開催スケジュール案を検討 (R3.2中に県でとりまとめ)
- ↓
- ・専門家団体に可否の調整と開催の決定(3月中)
- ↓
- ・4月以降順次広報と開催

【その他】

- ・WEBを利用し、セミナー等開催の検討
- ・WEBを利用し、行政と相談員向けの研修を実施
- ・国交省モデル事業の活用を検討

案② 相談会・セミナーの開催方針

【今後の流れ確認】 県・市町村

第一期 4～5月 開催分 … 2月中に詳細を確定

第二期 6～3月 開催分 … 4月中に日程・場所確定
5月中に詳細確定
7月下旬に一斉広報

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 一期	全域開催	← 二期		強化月間					全域開催		

6月、9月、12月、3月は議会があるため基本的には開催しない

【基本事項の確認】

(役割)

基本的な役割	市町村会場	県会場
広報	市町村	県(建築住宅課)
会場費	市町村負担	県(建築住宅課)負担
相談員の調整	県(振興局)	県(振興局)

※状況や効果に応じ役割の見直しは可能です

(新型コロナ対策)

- ・会場、スタッフは万全の対策を行う。相談員は必要最小限とする
- ・相談会は原則予約制

(その他)

- ・現行→県会場での開催の際は、地域の相談体制の連携強化を図るため、相談対応の有無にかかわらず各団体の相談員の参加を求める。
- ・見直し→参加可能な相談員で終了後ミーティングなどを通じて意見交換を行う場を設ける。

7

案③ 国への要望等事項 -1

国の現行制度について、地域の状況を踏まえた制度改正を県から要望

和歌山県から国に対してのR3提案 (実施中)

具体的な措置

- 1 空き家の除却等の促進並びに専門家団体による相談体制の更なる充実を図るため、引き続き必要な予算の確保を行うこと
- 2 災害リスクが高い津波災害警戒区域及び土砂災害警戒区域については、除却後の跡地活用要件を廃止すること

課題

※R1課題検討部会等にあげられた意見より集約

●空き家対策関連事業の財源の確保

空き家の除却等に積極的に取り組めるよう継続的な支援が必要

●災害リスクが高い区域での空き家の除却促進

災害リスクが高い津波災害警戒区域及び土砂災害警戒区域においては、土地利用の需要が著しく低く、跡地活用が困難

災害に備え事前除却することが、被害の拡大を防止する上で重要

8

案③ 国への要望等事項 -2

課題) 除却にかかる市町村の費用負担

○空き家関連事業において、除却費の国補助は面積あたりの上限額が定められている

R2参考) 木造	27,000円/m ²	標準除却費
非木造	39,000円/m ²	

木造住宅50m²の場合、補助対象額135万円 (国費2/5利用可能)

特に狭小地や未接道などの案件では除却費が増大する傾向にあり、そのことが要因で放置(相続放棄等)されるケースも発生。

その結果市町村が略式代執行等の措置をせざるを得ない場合の費用負担が大きい



○検討事項

市町村の負担減のため、現在の上限額の見直し要望等

案④ その他

市町村の取組を支援するため、県の独自施策の検討を実施

課題) 県下において大規模廃墟や、代執行を検討せざるを得ない案件が顕在化

・県の現行施策 (R1~)

未利用建築物の除却・跡地活用

▶ 一定規模以上の未利用建築物の除却を支援

幹線道路沿道等に
廃ドライブインや廃旅館が
散見され、放置されると
周辺に悪影響

未利用建築物

- (対象要件)
- ・ 3年以上未利用状態の非住宅
 - ・ 延べ床及び敷地面積500m²以上
 - ・ 文化財、ジオサイト、サイクリングルート沿い 等



所有者負担 1/5
(市町村1/5 県1/5 国2/5)

地域活性化のために
10年以上利用

- ・ 防災広場
- ・ 交流施設 など



○検討事項

市町村の負担軽減・取組促進のための県の独自施策の検討

案④ その他

追加

■令和3年度の年間スケジュール(案)

○4月

- ・全市町村を個別訪問
- ・新任研修会
- ・法律勉強会

○5月～7月

- ・課題検討部会(第1回)
- ・第11回協議会

○8月

- ・空き家なんでも相談会強化月間

○9月～1月

- ・課題検討部会(第2回)
- ・課題検討部会(第3回)

○2月

- ・第12回協議会